

参加者の有無を確認する公募手続に係る公示書

令和 7 年 11 月 13 日

福岡市財政局技術監理部検査課

1. 公募の趣旨

本件については、財政局検査課が実施する検査業務にて電子書類等の確認時に使用するタブレット端末の賃貸借を行うものである。

検査時のタブレット端末にて確認を行う書類については、契約内容の適正な遂行を証明する重要な書類であり、取り扱いには厳格な管理が求められるため、タブレット端末の紛失、盗難その他情報漏洩等のリスクが疑われる場合には、できるだけ速やかに遠隔ロック・消去等の対応を行う必要があることから、それに対応する保守運営体制及び実績がある特定の者を相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の公募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても 4. の公募要件を満たすと認められる者がいない場合、公募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続に移行する。

なお、4. の公募要件を満たすと認められる者がいる場合は、見積もり合わせを実施する予定である。

2. 賃貸借契約の概要

(1) 契約の件名

タブレット端末賃貸借契約（その 2）

(2) 契約の内容

検査業務等で使用するタブレット端末 8 台の賃貸借

(3) 履行期間（予定）

契約日の翌日から令和 11 年 2 月 28 日まで

3. 参加資格

参加意思確認書を提出する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (2) 当該公募の公示日における福岡市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間でないこと。ただし、当該公募手続の結果行うこととなった指名競争入札等の手続期間において、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。

4. 公募要件

- (1) 経営状態が著しく不健全であると認められないこと。
- (2) 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 資料1「タブレット端末賃貸借契約（その2）仕様書」にて定める内容にすべて対応できること。

5. 手続等

- (1) 公募説明書の配布期間、配布場所及び配布方法等

- ① 配布期間

令和7年11月13日から 令和7年11月28日

(土曜・日曜・祝日を除く 10時00分から17時00分まで)

- ② 配布場所

福岡市財政局技術監理部検査課

所在地

福岡市中央区天神1丁目8番1号

- ③ 配布方法

②の配布場所にて配布

- ④ 配布書類

公募説明書、参加意思確認書

- (2) 参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法

- ① 提出期間

(1) ①に同じ。

- ② 提出場所

(1) ②に同じ。

③ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に賃貸借契約等の履行に必要な要件を満たすことを証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参すること。

(3) その他

- ① 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。
- ② 参加意思確認書を提出した者に対して、提出期限日から7日以内に審査結果を書面により通知する。
- ③ ②の通知で、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、福岡市財政局技術監理部検査課に対して、賃貸借契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

6. 問い合わせ先

福岡市財政局技術監理部検査課

所在地 福岡市中央区天神1丁目8番1号

電 話 092-711-4191

担 当 土手（どて）、赤尾（あかお）

7. 予算その他本市の事情により、当該公募手続き又は当該業務の見積合わせを中止する場合がある。

8. その他詳細は公募説明書による。

タブレット端末賃貸借契約(その2) 仕様書

1 件名

タブレット端末賃貸借契約(その2)

2 目的

財政局検査課が実施する検査業務にて、電子書類等の確認時に使用するタブレット端末の賃貸借を行うことを目的とする。

3 履行期間

契約日の翌日から令和11年2月28日まで

ただし、機器の使用期間は令和8年3月1日から令和11年2月28日まで(36か月)とし、

機器の納品期限は令和8年3月1日までとする。

4 機器等の内訳

機器等の内訳は、以下の機器明細書のとおりとする。

<機器明細書>

(1)端末・回線関連(月額費用)				
項番	分類	メーカー名	品名	数量
1	端末	apple	iPad Air(Wi-Fi+Cellular モデル) 128GB、13.0 インチ 通信容量:30GB/月 以上	8
2	補償費			8
3	MDM サービス費			8
4	MDM 運用代行費			1
5	ユニバーサルサービス料			8
6	電話リレーサービス			8

(2)初期費用				
項番	分類	メーカー名	品名	数量
	初期費用		キッティング作業費用 MDM 初期費用	1

5 納品場所

納入及び設置場所は以下のとおりとする。

【福岡市財政局検査課】

6 内容

(1)タブレット端末の賃貸借

以下の仕様を満たすタブレット端末を8台納入すること。

項目	主な仕様	備考
機種	iPad Air	Wi-Fi + Cellular モデル
OS	iOS	17.0以上
CPU	Apple M2	
内蔵ストレージ	128GB	
重量	618g以下(本体のみ)	
ディスプレイ	13.0インチ	
通信機能	5G/LTEが利用可能	
無線LAN	Wi-Fi 802.11a/b/g/n /ac/ax が利用可能	
付属品	充電機器一式	

(2)端末設定

ア. 端末設定内容一覧を提出すること。

イ. キットアップ作業を行ったうえで納品すること。

(3)通信サービスの提供

以下の仕様を満たすデータ通信回線8回線を提供すること。

ア. タブレット型端末で利用可能な 5G/LTE 通信方式で接続できるものとし、安定的に利用できること。(本市の離島等でも安定的に通信が利用できること)

イ. 通信サービスの提供は、当該移動通信サービスを提供する電気通信事業を営むものであること。

ウ. 1か月あたり 1 台に対して 30GB以上のデータ通信量を含むこと。また、最低でも 30GBまでは通信速度が制限されないこと。

エ. データ通信に係る月額利用料は通信の時間に係わらず、30GBまでのデータ通信量においては定額であること。

オ. 1つの端末・回線が短期間で一時的に大量のデータを利用した場合でも、通信速度が制限されないこと。

カ. 回線ごとに、1か月のデータ通信量を確認できること。

キ. インターネットを利用するために必要なプロバイダ契約を含めて提供すること。

ク. タブレット端末の、アプリのダウンロード制限等、端末のセキュリティレベルを維持するための各種設定を行うこと。

ケ. 上述した各種設定について、端末の利用者が自ら変更しセキュリティレベルを落とすことを防止するために、端末のセキュリティ設定の変更をシステム管理者が制御する仕組みを、MDM等を活用して実現すること。

(4)保守

保守とは、この導入による機器等に限って行われるもので、機器等の使用において機器等に不具合が生じた場合に、機器等を復元し、完全に使用できる状態にするために必要な作業を行い、必要な部品の交換作業等を行うことをいう。

ア. 保守時間は原則として 9:30 から 17:30 とする。

イ. 故障対応は、発注者から障害連絡を受けてから当日までの対応開始とする。

ウ. 保守に必要な経費については、賃貸借料に含まれる。

エ. ハードウェア障害時については、本市からの電話等により、障害解消のために必要な部品交換を行い、必要に応じてリカバリー作業を行い、導入時と同じく完全に使用できる状態とすること。

保守の対象は導入機器一切とする。(周辺機器は除く。)

オ. 障害対応時、対応内容が確認できる記録等を作成し、本市に提出すること。

カ. MDM 機能を活用して、インストールアプリケーション確認等、モバイル端末の利用状況を適切に管理すること。

キ. モバイル端末の紛失、盗難その他情報漏えい等のリスクが疑われる場合は、できるだけ速やかに遠隔ロック・消去等の対応を行うこと。

(5)その他

ア. 当契約は長期継続契約であり、予算措置のなされる限り、賃貸借の期間に定める期間契約を行う。

イ. 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、定めるものとする。

ウ. 本契約に関する発注者の連絡先については、以下のとおりとする。

福岡市役所財政局技術監理部検査課

電話番号:092-711-4191

担当 :土手(どて)、赤尾(あかお)